

社会福祉法人越谷一誓会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に
関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法人越谷一誓会の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員及び評議員には報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員に対し、別表に定めるところにより費用弁償を支給する。

2 前項に規定するもののほか、役員及び評議員が旅行した場合には、職員給与規程（平成12年4月1日施行）第27条の規定により職員に支給する旅費相当額を支給する。

(重複支給の禁止)

第4条 施設長が役員を兼ねるときは、前条に定める費用弁償は支給しない。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月13日から施行する。ただし、平成29年4月1日から平成29年6月12日までの間の役員及び評議員に対する費用弁償は、従前のおりとする。

(社会福祉法人越谷一誓会役員及び評議員の費用弁償に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人越谷一誓会役員及び評議員の費用弁償に関する規程（平成14年3月1日施行）は廃止する。

別表（第3条関係）

区 分	業 務 内 容	支 給 額（日 額）
役 員	理事会に出席したとき	3,000円
	理事会以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたったとき	3,000円
評 議 員	評議員会に出席したとき	3,000円
	評議員会以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたったとき	3,000円